

2021年9月26日

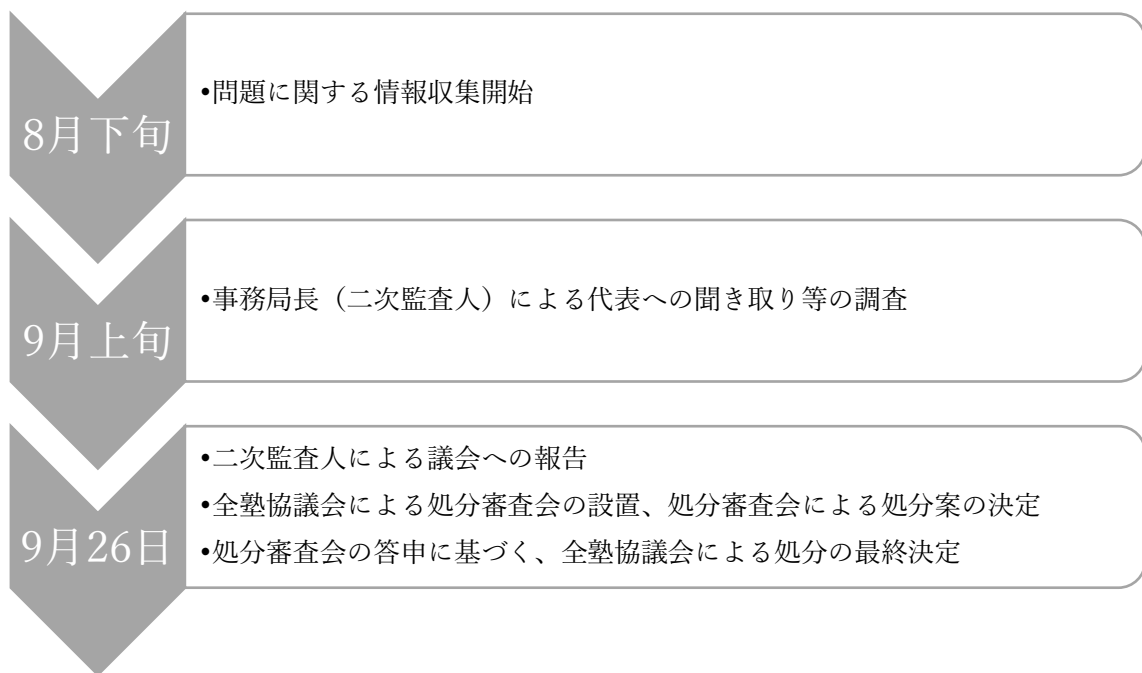
各位

慶應義塾大学全塾協議会

### 卒業アルバム委員会の処分に関して

全塾協議会は、2021年9月26日に開催された全塾協議会定例会にて、卒業アルバム委員会に対する処分を決定しました。内容は以下の通りです。

#### 【処分決定までの流れ】



**【処分】**

1. 本件に関する顛末書及び始末書を 2021 年 10 月 11 日までに議会に対して書面にて提出することを義務付ける。
2. 活動状況等の各種情報共有を行うため、卒業アルバム委員会内に月例の全体会議を設けることを義務付ける。
3. 2022 年 4 月 30 日まで、毎月の全塾協議会定例会にて活動報告を行うことを義務付ける。
4. 2021 年 10 月 11 日から 2022 年 1 月 31 日まで、卒業アルバム委員会の構成員が対面での活動を行う場合は、事前に議会にその活動内容を書面にて提示し、議会の議決による許可を得ることを義務付ける。

**【処分の説明】**

全塾協議会処分規則 19 条 2 項により、決定されてから 14 日以内は不服申し立てができないため、対面での活動の許可が必要な期間は 10 月 11 日を開始日とする。

以上